

船舶事故調査報告書

令和2年9月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年1月10日 07時30分ごろ
発生場所	不明（富山湾）
事故の概要	漁船第二真栄丸 ^{しんえい} は、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	令和2年1月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二真栄丸、3.3トン TY3-4140（漁船登録番号）、個人所有 9.20m（Lr）×2.88m×0.85m、FRP ディーゼル機関、147.10kW、平成2年5月30日 第244-12354号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年3月15日 免許証交付日 平成26年11月17日 （令和2年10月8日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、水温 約13℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁の揚網を終え、令和2年1月10日03時00分ごろ富山県富山市 ^{よかた} 四方漁港に帰航し、港で待機していた船長の家族と共に06時30分ごろまで水揚げ及び網を整える作業を行った。 本船は、06時40分ごろ、船長が1人で再度出航し、刺し網を仕掛ける目的で、‘富山県伏木富山港内の富山日本海石油シーバース付近の水深170m～180m付近の漁場’（以下「本件漁場」という。）に向かった。 船長の家族は、10時00分ごろ、帰航予定時刻を過ぎても本船が戻らないので、船長の携帯電話に連絡したが、応答がなかった。

	<p>船長の家族は、心配になって、11時00分ごろ、船長が所属する漁業協同組合（以下「本件漁協」という。）の担当者に連絡するとともに海上保安庁に船長が戻らない旨の通報を行った。</p> <p>本件漁協の担当者は、本件漁協の建物から「富山県射水市海老江沖に設置されている定置網」（以下「本件定置網」という。）付近で停留している漁船のような1隻の船舶を認め、本件漁協の組合員（以下「第1発見者」という。）に付近まで向かわせることとした。</p> <p>本船は、12時36分ごろ、第1発見者により、機関を中立とした状態で本件定置網に掛かっているところを発見された。</p> <p>船長は、1月21日07時12分ごろ新潟県新潟市西蒲区五ヶ浜付近の海岸に漂着しているところを発見された。</p> <p>船長は、司法解剖の結果、1月10日07時30分ごろ死亡したと推定され、死因は、溺水吸引による窒息（推定）と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだん、1人で刺し網漁に従事し、01時ごろ前日に仕掛けた網を揚げに出航し、03時頃帰航して水揚げ及び網を整える作業を行い、06時30分ごろ再度出航して本件漁場に網を仕掛け、07時30分ごろには帰宅していた。</p> <p>船長は、揚網作業時には、必ず救命胴衣を着用していたが、投網作業時には、救命胴衣を着用しないことが多く、本事故時、毛糸の帽子、カップの上下を着用していた。</p> <p>本船は、本件漁場で刺し網を投網する際、船長が網から離れた甲板上でリモコンを使用して機関を前進及び中立に調整しながら、前進速力で約10分間かけて6反の刺し網を船尾から投入するもので、船尾構造物等によって漁具が引っ掛かることはなかった。</p> <p>本船は、発見されたとき、操舵室内に救命胴衣（首掛け型膨張式）及び携帯電話が残され、刺し網漁に使用する漁具がすべて甲板上になかった。</p> <p>本船の刺し網は、本件漁場に仕掛けられていた。</p> <p>船長の家族は、船長が、過去にロープ付きのブイ等、航行の障害となる漁具を回収してきたことがあるので、本事故時、船長が、投網作業を終えて帰航する途中で、機関を中立とし、海面の浮遊物を拾おうとした際に落水したのではないかと思った。</p> <p>船長は、持病もなく、本事故当時、体調不良や変わった様子もなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水吸引による窒息（推定）であった。</p>

	<p>本船は、本件定置網付近で発見された際、無人であり、積載していた刺し網が本件漁場付近ですべて海中に仕掛けられた状態であったことから、本件漁場で投網作業後、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、投網作業時に救命胴衣を着用する習慣がなく、本船の操舵室内に救命胴衣が残されていたことから、本事故時、救命胴衣を着用していなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、富山湾において、本件漁場で刺し網漁の投網を行ったのち、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板上では、救命胴衣を着用すること。 ・海面上の浮遊物等を収集する際、舷外に体を乗り出す状態になることがあるので、落水防止に努めるとともに落水した場合に備え、縄ばしご等を準備して落水防止に努めることが望ましい。 ・甲板上で漁労等に従事するときには、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を身につけておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

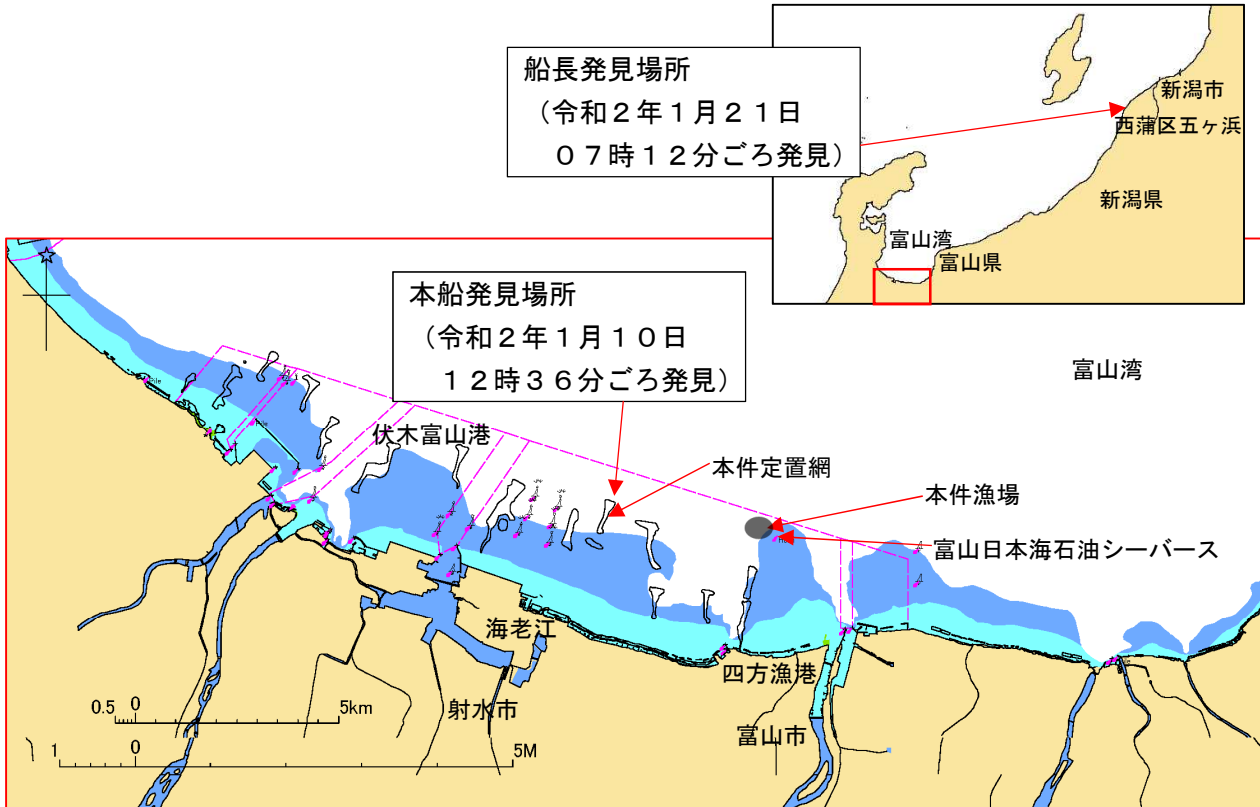


写真1 本船

